

第四次 沖縄県生涯学習推進計画

(案)

令和4年
沖縄県

第四次 沖縄県生涯学習推進計画

第1部 生涯学習推進計画の基本的な考え方

第1章 第四次生涯学習推進計画の策定について・・・・・・・・・・1

第1節 計画策定の趣旨

第2節 計画の性格

第3節 計画の基本方向

第4節 計画の期間

第5節 計画の構成

第2章 生涯学習推進の基本的な考え方・方向性・・・・・・・・・・3

第1節 生涯学習とは

第2節 生涯学習・社会教育をめぐる状況

第3節 基本目標（スローガン）

第4節 推進の方向性

第5節 生涯学習推進体制の整備

第2部 生涯学習推進の具体的取組

第1章 生涯にわたる学びの機会の充実・・・・・・・・・・9

第1節 家庭教育の充実

第2節 包摂的な生涯学習機会の提供

第3節 多様な体験・交流活動の場の充実

第4節 健康づくり、スポーツ活動の推進

第5節 文化活動の推進

第6節 国際交流・協力の推進

第7節 ボランティア活動の推進

第8節 産業に関連する学習活動機会の提供

第2章 学びを高めるつながりづくり・・・・・・・・・・20

第1節 多様な主体との連携・協働

第2節 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

第3章 学びをいかした地域づくり・・・・・・・・・・23

第1節 地域を核とした連携による「地域コミュニティづくり」

第2節 学びの成果をいかす取組の推進

38	第3節 人と自然が共生するまちづくり	
39	第4節 歴史・文化をいかしたまちづくり	
40	第5節 福祉と安全のまちづくり	
41	第6節 男女共同参画の推進	
42		
43	第3部 生涯学習推進体制及び学習環境の整備	
44		
45	第1章 社会教育施設の充実強化	31
46	第1節 図書館と読書活動	
47	第2節 青少年教育施設と体験活動	
48	第3節 公民館・公民館類似施設	
49	第4節 博物館・美術館	
50	第5節 その他の生涯学習関係機関	
51		
52	第2章 生涯学習センターの充実強化	39
53	第1節 生涯学習推進センターの一層の充実	
54	第2節 生涯学習に関するプラットフォーム	
55		
56	第3章 ICT等技術の活用	41
57	第1節 デジタル社会に必要なリテラシー・スキルの向上	
58	第2節 デジタル社会における学びの充実	
59	第3節 デジタル社会における仕組みの構築	
60	第3節 デジタル社会の障壁への対応	
61		
62	第4章 学びを支える人づくり	46
63	第1節 社会教育主事資格者の養成及び市町村における社会教育主事の配置	
64	第2節 家庭教育支援者の養成・スキルアップ	
65		
66	第5章 生涯学習・社会教育関係機関との連携・協働	48
67	第1節 大学等高等教育機関との連携	
68	第2節 民間教育機関・企業・NPO等との連携	
69	第3節 社会教育関係団体との連携による青少年育成・地域活性化	

第1部 生涯学習推進計画の基本的な考え方

第1章 第四次生涯学習推進計画の策定について

第1節 計画策定の趣旨

人生100年時代や Society5.0*1など、社会が大きく変化する中において、今後より多様で複雑化する課題と向き合いながら、一人ひとりが豊かな人生を送るには、ICTなどの新しい技術も活用しつつ、生涯にわたって主体的に学び続ける必要がある。

また、「持続可能な生涯学習社会の実現」を図るためには、家庭、学校、地域、職場における多様な学びの機会を関係部局・機関との連携によって充実させることがより一層求められている。

そのため、本県の生涯学習における今後の具体的な施策、事業を展開するにあたって、「第四次沖縄県生涯学習振興計画」を策定するものである。

第2節 計画の性格

(1) この計画は、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」に掲げる将来像の実現に向け、総合行政として県の全部局が一体となって生涯学習を推進するための基本方針とするものであり、「沖縄県教育振興基本計画」をはじめとする各種計画との整合を図っている。

(2) この計画は、県、市町村、関係団体等の役割を明らかにし、行政、学校、家庭、地域住民、様々な関係団体が連携・協力して全県的に生涯学習の推進を図る指針とするものである。

第3節 計画の基本方向

(1) 教育基本法第3条「生涯学習の理念」及び第13条「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」を重視し、「学校教育」と「社会教育」の連携を強化する。

(2) 国の「教育振興基本計画」(平成30年6月策定)、「第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理 多様な主体の協働とICTの活用で、つながる生涯学習・社会教育 ～命を守り、誰一人として取り残さない社会の実現～」

1 (令和2年9月)及び「第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の
2 整理 ～全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支え合う生涯学習・社
3 会教育に向けて～」(令和4年8月)を基本的な柱とする。

4
5 (3) 「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」(令和4年5月)、「沖縄県教育大綱」
6 (令和〇年〇月)及び「沖縄県教育振興基本計画」(令和4年7月)との整合性・
7 連動性を図る。

8
9 (4) 沖縄県社会教育委員の会議「新しい地域づくりの担い手の育成に向けて～
10 今後の青少年教育施設の在り方について～」(令和3年3月)の内容を踏まえ
11 る。

12
13 (5) 第七期沖縄県生涯学習審議会「新しい時代の生涯学習の広がりと充実に向
14 けて～生涯学習の機会の促進等について～」(令和4年6月)の内容を反映さ
15 せる。

16 第4節 計画の期間

17
18
19 本計画は、令和4年度から令和13年度までの10年間とする。

20 なお、本県の教育を取り巻く状況の変化等に対応するため、5年後を目途に必要
21 に応じて見直しを検討する。

22 第5節 計画の構成

23
24
25 本計画は、「総論」として第1部で生涯学習の推進に向けた考え方や方向性を示
26 し、「各論」として第2部で各部局が行う「具体的取組」について、第3部で「具体的取
27 組」を効果的に展開するための体制及び学習環境の整備についてまとめた3部で構
28 成されている。

29
30 第1部 生涯学習推進計画の基本的な考え方

31 第2部 生涯学習推進の具体的取組

32 第3部 生涯学習推進体制及び学習環境の整備

33
34 *1 Society 5.0 我が国が目指すべき未来社会として、第5期科学技術基本計画(H28.1閣議決定)におい
35 て、国が提唱したコンセプト。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情
36 報社会(Society 4.0)に続く社会であり、具体的には、「サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を
37 高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」と定義される

1 第2章 生涯学習推進の基本的な考え方

3 第1節 生涯学習とは

5 「生涯学習」とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、
6 家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、
7 企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられている。
8

9 また、教育基本法第3条において、生涯学習の理念として、「国民一人一人が、
10 自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる
11 機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切にいかす
12 ことのできる社会の実現が図られなければならない。」と明記されている。

13 それぞれの機会や場における「学び」を大別すると以下のとおりである。

15 (家庭での学び)

16 教育基本法では、「第 10 条 家庭教育」を設けて、父母その他の保護者が、子の
17 教育について第一義的な責任を有することや、国や地方公共団体の役割として
18 保護者に対する学習機会の提供・支援について明記している。

19 子どもの基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思い
20 やりや善悪の判断、自尊心や自立心、社会的なマナーなどを身につける上で、家
21 庭教育は重要な役割を担っており、行政による家庭教育支援の充実が求められて
22 いる。

24 (学校での学び)

25 生涯学習における学校教育の役割は、学習者が生涯にわたって、能動的に学び
26 続けることができるようにするための基礎を培うことである。

27 学校教育においては、「確かな学力」「豊かな人間性」「健康と体力」の育成を通
28 して、生涯学習の基礎的な資質である「生きる力」を育むことが求められている。

30 (地域での学び)

31 多くの地域において、人口減少による活力低下や様々な課題がある中、人々が
32 安心して心豊かな生活を送ることができる地域づくりが求められており、その実現
33 のためにも地域における豊かな学びの機会が重要である。

34 また、地域住民が、学びを通じて市民意識を高め、必要な知識・技術等を身につ
35 け、その成果を社会参画や社会貢献の活動につなげていけるようにするための実
36 践的な学習機会の提供が重要である。

1 (職場での学び)

2 職場においては、職業人としての資質向上や安全衛生教育、自己啓発活動への
3 支援等の学習活動を推進することが重要であり、勤労者が生き生きと働き、生活
4 することができるような環境整備を図る必要がある。

5
6 (社会人の学び直し)

7 社会の変化の激しい時代においては、社会人となった後も、新たな知識や技能、
8 教養を身につけることが重要である。特にマルチステージの人生では、職場や職種
9 の転換を経験する機会も増える可能性が高まるため、社会人の学び直し(リカレン
10 ト教育)の推進がより一層求められている。

11 12 第2節 生涯学習・社会教育をめぐる状況

13 14 (1) これまでの計画との関連

15 「第一次沖縄県生涯学習推進計画」(平成7年度～13年度)は、「心豊かな生
16 涯学習社会“おきなわ”」を形成するための基本的な考え方、施策の方向を示し
17 たものである。

18
19 「第二次沖縄県生涯学習推進計画」(平成14年度～23年度)は、第三期沖
20 縄県生涯学習審議会の「生涯学習時代における開かれた教育のあり方につい
21 て(平成13年9月)」に基づき、「潤いと生きがいのある生涯学習社会“おきなわ
22 ”」の形成を目指して、より具体的な施策、事業を盛り込んだ各論的な計画であ
23 った。

24
25 「第三次沖縄県生涯学習推進計画」(平成24年度～33年度)は、これまで
26 の計画及び第五期沖縄県生涯学習審議会の「時代の変化に対応する本県生涯
27 学習施策(第三次生涯学習推進計画)の方向性について～学校・家庭・地域住
28 民等の連携を通じた地域コミュニティづくり～」(平成23年11月)を受けて、施
29 策の方向、取組を盛り込んだ計画であった。

30
31 また、第六期沖縄県生涯学習審議会の第一次提言(平成28年7月)及び第
32 二次提言(平成28年11月)を受け、平成29年3月に「第三次沖縄県生涯学習
33 推進計画(後期)」を策定した。

34
35 今回の「第四次生涯学習推進計画」は、第七期沖縄県生涯学習審議会(答
36 申)「新しい時代の生涯学習の広がり充実に向けて～生涯学習の機会の促進
37 等について～」(令和4年6月)等を受け策定したところである。

1 (2) 国の方向性

2 ○ 「第3期教育振興計画」(平成30年6月)では、生涯にわたる「可能性」と「チャン
3 ス」の最大化に向けた視点と、教育政策を推進するための基盤に着目し、「生
4 涯学び、活躍できる環境を整える」を方針のひとつに掲げ、次の4つを教育政策
5 の目標とした。

- 6
7 1. 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進
8 2. 人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進
9 3. 職業に必要な知識やスキルを、生涯を通じて身につけるための社会人の学
10 び直しの推進
11 4. 障害者の生涯学習の推進

12
13 ○ 第10期中央教育審議会生涯学習分科会では、第9期の「人口減少時代の新
14 しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について(答申)」(平成30年12
15 月21日)を踏まえつつ、人生100年時代や Society5.0 など、社会の変化や
16 課題を踏まえた新しい時代の生涯学習の在り方などが議論され、令和2年9月
17 「多様な主体の協働とICTの活用で、つながる生涯学習・社会教育～命を守
18 り、誰一人として取り残さない社会の実現へ～」として、学びの活動をコーディネ
19 ートする人材の育成や活用、個人の成長と社会の発展につながるリカレント教育
20 などを推進方策としている。

21
22
23 ○ 第11期中央教育審議会生涯学習分科会では、令和4年8月に、「～全ての
24 人のウェルビーイングを実現する、共に学び支え合う生涯学習・社会教育に向け
25 て～」において、生涯学習・社会教育が果たしうる現代的な役割を明確にすると
26 ともに、社会教育の担い手となる社会教育主事・社会教育士や公民館の社会教
27 育施設に関する今後必要と考えられる振興方策等について次のとおりとし、整
28 理を行っている。

- 29
30 1. 公民館等の社会教育施設の機能強化
31 2. 社会教育人材の養成、活躍機会の拡充
32 3. 地域と学校の連携・協働の推進
33 4. リカレント教育の推進
34 5. 多様な障害に対応した生涯学習の推進

35
36 (3) 本県の状況

37 生涯学習に関する施策を総合的に推進するため、知事を本部長、教育長を副
38 本部長とする「沖縄県生涯学習推進本部」を設置している。本部では、生涯学習に

1 関連する事業の総合調整、奨励及び普及に関すること等を行うとともに、これまで
2 三次にわたる沖縄県生涯学習推進計画を策定してきた。

3 また、県民の学習ニーズに応える学習機会の充実を図るため、「沖縄県生涯学
4 習推進センター」において、生涯学習に関する支援、相談、研修等を行っている。

5 さらに、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査
6 するために「沖縄県生涯学習審議会」を、社会教育に関する諸計画の立案や研究
7 調査するために「沖縄県社会教育委員の会議」を設置している。

8 加えて、生涯学習に関する県民意識調査を5年に1度実施し、県民のニーズを
9 施策へ反映できるよう努めている。

10 11 (4) 市町村の状況

12 市町村における状況としては、生涯学習推進体制組織の設置率*2は、令和4
13 年2月時点で77%(平成28年より6ポイント増)となっている。

14 今後、各市町村において生涯学習を推進するためには、社会教育行政が地域
15 の多様な主体と、より積極的に連携・協働して取組を進めていく「ネットワーク型行
16 政」を実施するための環境整備が必要である。

17 18 第3節 基本目標

19
20 「持続可能な生涯学習社会の実現を目指して」

21
22 2015年9月の国連サミットにおいて採択された、「持続可能な開発目標」
23 (SDGs)は、地球上の「誰一人として取り残さない(leave no one behind)」を
24 テーマに、持続可能な世界を実現するための国際目標が定められた。この目標は、
25 誰一人として取り残さない「包摂性」やすべてのステークホルダーが役割を持つ「参
26 画性」、社会・経済・環境に統合的に取り組む「統合性」等が特徴とされている。ま
27 た、17の目標のひとつに「全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供
28 し、生涯学習の機会を促進する」ことが挙げられており、本県においても「持続可能
29 な生涯学習社会の実現」を基本目標として取り組むこととした。

30
31
32
33 *2 生涯学習推進体制組織の設置率

34 設置率は、各市町村の調査項目(7つ)の達成状況で、全41市町村平均達成率である。

35 項目: ①主管課の設置、②推進本部等の有無、③答申等の有無、
36 ④生涯学習振興計画等の策定、⑤生涯学習中心施設等の有無、
37 ⑥教育の日の設定、⑦フェスティバル・シンポジウム等の実施
38 (文科省の調査項目と同様)

1 第4節 推進の方向性

3 前節で掲げた基本目標に向けて取り組むにあたっては、社会の激しい変化への
4 対応や障害のある人や高齢者も含めたすべての人々が、いつでも、どこでも学ぶ
5 ことができる生涯学習社会の実現を念頭に、以下の4つの方向性で推進する。

7 (1) 新しい時代の生涯学習社会の構築

8 人生100年時代を踏まえたマルチステージ(多様で豊かな生き方・暮らし方)や
9 ICT(情報通信技術)等の先端技術を取り入れたSociety5.0、誰一人として
10 取り残さない「持続可能な開発目標」(SDGs)など社会の変化や課題を踏まえた
11 新しい生涯学習社会の構築を図る。

13 (2) 社会の変化や生涯学習の現状の調査・分析

14 社会の激しい変化や多様な生涯学習の現状を捉えるために、「生涯学習審議
15 会」「社会教育委員の会議」「学校・家庭・地域の連携協力推進事業推進委員
16 会」「おきなわ県民カレッジ運営委員会」等を活用し、委員である有識者や社会
17 教育・生涯学習関係者による調査・分析等を行う。

19 (3) 総合的な教育施策としての生涯学習の推進

20 教育基本法に定める生涯学習の理念の実現に向け、学校教育と社会教育を通
21 じた包括的で一貫した教育施策として推進していく。

23 (4) 市町村及び関係機関との連携・協働による生涯学習の推進

24 「いつでも」「どこでも」「誰でも」学べる生涯学習社会を実現するため、市町村
25 等の行政、学校や大学、社会教育関係団体、民間教育機関、企業、NPO等多
26 くの関係機関・団体等と更なる連携・協働を推進する。

27 今後は、これらの県や市町村及び関係機関・団体等が培ってきた取組や情報
28 を沖縄県生涯学習推進センターに集約し、学習情報等を発信する仕組みの強
29 化を図る。

30 また、情報共有を継続的に行い、市町村及び関係機関・団体等の「よさ」をい
31 かした新たな連携・協働や島しょ性等の地域性も踏まえた生涯学習推進体制を
32 構築する。

34 第5節 生涯学習推進体制の整備

36 (1) 県の役割

37 県の役割は、県民の生涯にわたる学習を県全体として推進することである。そ
38 のためには、県主催事業を実施するほか、市町村、その他関係機関への支援、

1 相互協力を行う必要がある。

2 ○新しい時代の要請に応える生涯学習推進体制の整備
3 (デジタル化への対応)

4 ○生涯学習推進本部や事務局体制の活性化

5 ○生涯学習推進センターの機能充実、強化

6 ○様々な関係機関が行っている学習情報等を発信する仕組みの強化

7 ○生涯学習推進ための人材育成
8

9 (2) 市町村の役割

10 市町村の役割は、当該市町村民の生涯にわたる学習を当該市町村全体とし
11 て推進することのほか、各公民館、その他関係機関の支援、相互協力を行う必
12 要がある。

13 ○市町村における生涯学習推進体制の整備

14 ○住民のニーズに沿った学習機会の提供

15 ○県行政、関係機関、民間(企業等)とのネットワーク構築

16 ○生涯学習推進ための人材育成
17

18 (3) 関係機関との連携

19 生涯学習の推進体制を構築するためには、県、市町村、学校、大学等高等教
20 育機関、社会教育関係団体、民間教育機関、企業、NPO 等の関係機関との連
21 携を強化し、多様な生涯学習を支援する支援者、「学び」を支える指導者、人材
22 の育成や活用等について、協議を行う必要がある。
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36

第2部 生涯学習推進計画の具体的取組

第1章 生涯にわたる学びの機会の充実

社会の変化に対応しながら、健康で生きがいのある生活を送るために、誰もが、いつでも、どこでも、生涯を通して学ぶことができるよう、学びの機会の充実を図る必要がある。

第1節 家庭教育の充実



家庭教育は、保護者が子どもに対して行う教育のことであり、全ての教育の出発点である。

子どもの基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断、自尊心や自立心、社会的なマナーなどを身につける上で、家庭教育は重要な役割を担っている。

(現状と課題)

- 近年の子どもを取り巻く環境が大きく変化する中で、家庭や地域の教育力が低下し、子どもたちの生きていく上で基本となる生活習慣やしつけ、倫理観や社会性が十分育まれていない現状がある。
- 子どもの基本的な生活習慣の確立、規範意識の醸成に向け、教育機能の充実を図るとともに、家庭や地域が主体的に取り組む教育の諸課題について、学校、行政が支援する仕組みを構築する必要がある。

(施策の方向と主な取組)

① 家庭教育支援活動の充実

子どもたちの健やかな育ちを支え、保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域において主体的に家庭教育支援の取組を行う「家庭教育支援チーム」の各市町村教育委員会等への設置を促進するとともに、家庭教育支援者等の地域における人材を活用した支援の充実に取り組む。

◆家庭教育支援者の養成

◆家庭教育講座の開催

② 家庭教育に関する相談体制の充実

多様化・複雑化する家庭からの相談に対応するための相談員等の資質向

1 上に加え、保護者や子どもが気軽に相談できる体制の充実に取り組む。

2
3 ◆親子電話相談の実施

4 ◆親子電話相談員研修会の開催

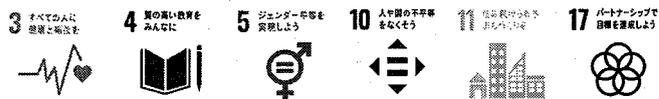
5
6 ③ 広報活動の充実

7 県民が家庭教育支援に対する理解を深めるため、引き続き、や～なれ～
8 運動*3を推進するなど、広報活動等の充実に取り組む。

9
10 ◆ウェブサイト「まなびネットおきなわ」を活用した情報発信

11 ◆夢実現「親のまなびあい」プログラム冊子版のデータ提供

12
13 第2節 包摂的な生涯学習機会の提供



17 「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会を目指す過程において、一
18 人ひとりが排除されたり差別されたりすることなく、社会の一員として認めら
19 れ、個性を発揮し、幸せに生活できるように社会全体で取り組むことが重要で
20 ある。そのためには、社会的に孤立しがちな人々、特に、様々な困難を抱える
21 家庭や子どもたち、外国人、ひきこもりなど問題を抱える者、高齢者、障害の
22 ある人等に対して、地域や家庭及び教育、医療、雇用など各分野の関係機関等
23 と連携し、誰もが共に学び合う場や機会の充実に取り組むことが必要である。

24
25 (現状と課題)

- 26 ○ 障害のある人を含め、誰もが積極的にスポーツ・レクリエーション、文
27 化芸術活動等を楽しめるよう、情報発信、活動支援、拠点づくりなどの環
28 境整備を市町村や地域・関係者と連携して推進する必要がある。
- 29 ○ 高齢者自らが生きがいをもって地域と関わりながら、生活する社会を構
30 築するため、高齢者の自主的な取組を支援するとともに、地域活動等へよ
31 り多くの高齢者が参加できるような取組が必要である。

32
33
34 *3 や～なれ～運動

35 1 「や～なれ～る ふかなれ～」 沖縄の黄金言葉（くがにことば）「家庭のしつけや習慣が、外に
36 出たときの鏡（かがみ）となる」が名称の由来

37 2 家庭教育の必要性、重要性を伝える啓発活動を充実させ、家庭教育に取り組む環境を学校・家庭
38 ・地域が一体となり整えるための運動

- 1 ○ 本県は、ニートや不登校の比率が全国と比べて多い状況にあり、ひきこ
2 もり、いじめ問題も含め、これらの社会生活を円滑に営む上で困難を有す
3 る子ども、若者について、地域や家庭及び教育、医療、雇用など各分野の
4 関係機関等が連携し総合的に支援する体制を整備する必要がある。

5
6 (施策の方向と主な取組)

7 ① 障害のある人の生涯を通じた学習活動の支援

8 障害のある人の生涯学習については、障害の特性や合理的配慮について
9 の学びを通して、障害に関する理解を促進し、障害のある人の学習機会の
10 充実に向けた環境づくりを進める。特に、学校と地域が連携・協働のもと、
11 障害のある子どもの成長を地域ぐるみで支え見守る体制の推進と、学校か
12 ら学校卒業後の社会参加・参画において、切れ目のない支援体制構築によ
13 る学習の機会やスポーツ文化活動の機会を促進していく。

- 14
15 ◆学校教育における交流及び共同学習の推進
16 ◆学校卒業後における障害のある人の学びの場づくり
17 ◆生涯学習分野における合理的配慮の推進
18 ◆障害のある人の個別ニーズを踏まえた、学びに関する相談支援体制の整
19 備
20 ◆障害のある人のスポーツ及び文化芸術活動の推進
21 ◆企業及び障害者就業・生活支援センター等との連携による働く場の推進
22 ◆デジタル社会におけるアクセシビリティ*4 指針に基づいた情報保障と
23 学びの機会均等の推進
24

25 ② 高齢者の多様な活動支援

26 活力ある高齢社会の実現に向けて、豊富な経験や知識、技術を持った高
27 齢者の社会参加活動を促進するとともに、高齢者が地域社会を支える一員
28 となるように、地域活動やスポーツ・文化活動など多様な活動の支援に取り
29 組む。

- 30
31 ◆かりゆし長寿大学校の運営
32 ◆老人クラブ等の活動支援
33 ◆シルバー人材センター等への支援
34

35 ③ 在住外国人等への支援及び外国人児童生徒への学習機会の提供

36 地域社会や公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団等と連携し、多
37 言語や「やさしい日本語」による情報発信、在住外国人の地域社会参画へ
38 の支援等に取り組む。また、公立学校における日本語指導が必要な児童生

1 徒への効果的な指導法の構築と受け入れ体制の充実を図る。

2
3 ◆県立学校への日本語指導 ICT 機器（翻訳機）の配布

4 ◆専門家による講演会等の実施

5 ◆日本語指導教員の配置

6
7 ④ ひきこもり支援の推進

8 ひきこもりの状態にある方やその家族が必要な支援が受けられるよう、
9 専門相談窓口の周知や当事者が相談しやすい環境づくりに取り組む。

10
11 ◆ひきこもり相談窓口の周知

12
13 ⑤ 人権教育の推進

14 学校教育及び社会教育を通じて、互いの個性を認めあい、人権が尊重さ
15 れる社会づくりに向けて、人権意識の高揚・啓発に取り組む。

16
17 ◆人権教育講演会や研修会の開催

18 ◆「人権の日」、「人権週間」の普及・啓発

19
20 第3節 多様な体験・交流活動の場の充実



23 体験活動は、人づくりの「原点」とも言われ、直接自然や人・社会等と関わる活動を行
24 うことにより、五感を通じて何かを感じ、学ぶ取組を広く包含している。少子化や核
25 家族化、デジタル化が進む中で、リアルな体験活動や交流活動がより重要視されて
26 いる。

27
28 (現状と課題)

29 ○ 地域社会や家庭を巡る問題が深刻化している中、多様な価値観を持った人々
30 との交流や体験の減少等を背景として、子どもたちの規範意識や社会性、自尊
31 意識に関する課題等が指摘されている。

32 ○ 豊かな心と生まれ育った地域に誇りをもつ健全な青少年を育成していく
33 ため、多様な体験・交流活動を通してより多くの人々と触れあう機会の充実
34 を図る必要がある。

35
36 (施策の方向と主な取組)

37 ① 多様な学習機会の創出及び提供

38 県民が地域の自然環境、歴史、文化等に親しむとともに、本県の魅力に対す

1 　　る認識を深める中で、様々な課題等について、主体的に学べるよう、学校・地域
2 　　における自然体験学習や読書活動等の多様な学習活動の充実に取り組む。

- 3
- 4 　　◆御万人すりていクリーン・グリーン・グレイシャス(CGG)運動の推進
- 5 　　◆「子ども読書の日」記念事業、「文字・活字文化の日」記念事業の実施
- 6 　　◆沖縄の自然・歴史・文化・芸術と結びついた体験学習の実施

7

8 ② 社会教育施設等における活動の推進

9 　　幅広い世代の住民が交流し、その地域の身近な学習の場として多様なニーズ
10 　　に応えられるよう、公民館、図書館、青少年教育施設等の地域のコミュニティの
11 　　核となる社会教育施設の学習環境の充実に取り組む。

- 12
- 13 　　◆青少年教育施設における各種体験活動の実施
- 14 　　◆「子ども読書の日」記念事業、「文字・活字文化の日」記念事業の実施
- 15 　　◆沖縄の自然・歴史・文化・芸術と結びついた体験学習の実施

16

17 第4節 健康づくり、スポーツ活動の推進



18

19

20 　　心身ともに健康であることは、豊かで充実した人生を営むための土台となる。特に
21 　　現代社会においては、生活環境や食生活の変化などにより、健康づくりへの関心が
22 　　高まっている。

23 　　このような状況の中、スポーツは、心身の健康保持 増進、社会・経済の活力の創
24 　　造など、生活において多面にわたる役割を果たすものである。

25 (現状と課題)

- 26
- 27 ○ 本県では男女ともに肥満率が高く、メタボリックシンドロームや生活習
28 　　慣病の増加が懸念されるほか、健康診断の受診率が低いことなどが課題と
29 　　なっている。このため、生活習慣病予防についての知識を普及させるとと
30 　　もに、県民が自らの食生活の改善や運動習慣の定着など、健康的な生活を
31 　　実践できるよう働きかけていく必要がある。
- 32 ○ 生涯スポーツの推進については、平成30年度の本県におけるスポーツ実
33 　　施率が41.4%と、全国平均の51.5%と比べて10.1ポイント低い状況にある
34 　　ため、県民のスポーツ参加を促進する環境整備が課題となっている。

35

36 *4 アクセシビリティ：高齢者や障害の有無などにかかわらず、すべての人が容易に機器・サービ
37 　　スを円滑に利用し、開かれた情報通信の世界へアクセスできること

1 (施策の方向と主な課題)

2 ① 県民一人ひとりの健康づくり活動の定着

3 日常生活における継続的な健康づくりに向けて、県民一人ひとりが健康
4 の大切さを自覚して行動することを促すため、健康づくりに関する正しい
5 知識の普及啓発等に取り組む。

6
7 ◆健康診断や特定健診の受診率向上及び食生活改善や適度な運動習慣等
8 実践に向けた環境整備

9 ◆学校における食育の推進

10 ◆教員への健康教育研修の実施

11 ◆薬物乱用防止啓発活動及び薬物乱用防止教育の推進

12
13 ② 県民一人ひとりが参加する生涯スポーツの推進

14 総合型地域スポーツクラブをはじめとした地域スポーツ環境を充実さ
15 せ、県民の運動・スポーツをする機会創出を図り、生涯スポーツ社会の実
16 現に取り組む。また、市町村やスポーツ・レクリエーション関連団体等と
17 連携しながら、年齢、性別、障害の有無等に関わらず、様々な世代や個人
18 が持つ多様性に応じて、広くスポーツ・レクリエーションに参画できる環
19 境の構築、スポーツ・レクリエーション参加の機会拡充に取り組む。さら
20 に、生活習慣病や肥満の予防など県民の健康寿命の延伸のため、スポーツ
21 ・レクリエーションを通じた健康維持増進に取り組む。

22
23 ◆安全で良好なスポーツ環境の整備

24 ◆スポーツ・レクリエーションの場の確保

25 ◆共生社会におけるスポーツ参加の促進

26 ◆スポーツ・コンベンションの推進と県民がスポーツをする機会の充実

27
28 第5節 文化活動の推進



31 文化芸術は、地域の伝統行事、芸能、民俗、文化財、生活文化等の分野から
32 高度な芸術活動に至るまで、範囲が広く、長い歴史の中で育まれてきた。人々
33 の心の潤いを与え、生きがいをもたらす文化活動は、人々の交流を生み出すと
34 ともに、それ自体が生涯学習である。

35
36 (現状と課題)

37 ○ 沖縄文化の基層である「しまくとぅば」を次世代へ承継することは極めて
38 重要であるが、挨拶程度以上使う人の割合が減少するなど、今後どのよ

1 うに話者を増やしていくのかなどの課題に取り組む必要がある。

- 2 ○ 子どもたちをはじめ多くの県民が国内外の優れた文化芸術を鑑賞する機
3 会が十分ではないため、文化創造活動の尊さや芸術がもたらす感動を体感
4 できる環境づくりが必要である。

5
6 (施策の方向と主な取組)

7 ① 各地域におけるしまくとぅばの保存・普及・継承の促進

8 しまくとぅば普及の中核的機能を担う「しまくとぅば普及センター」を
9 中心に、関係機関や関係団体と連携を図り、各地域のしまくとぅば養成講
10 座や出前講座の実施に取り組む。

11
12 ◆しまくとぅば講師養成講座の実施

13 ◆しまくとぅば出前講座の実施

14 ◆しまくとぅば検定の実施

15
16 ② 県民の文化芸術活動の充実

17 高齢者や障害のある人、青少年をはじめ広く県民が、国内外の優れた文
18 化芸術を鑑賞できる機会を拡充し、文化創造活動の尊さや芸術がもたらす
19 感動を体感できる環境づくりに取り組む。また、「こころの芸術・文化フ
20 ェスティバル」、「身体障害者福祉展」等の開催を通して、青少年や障害
21 者等の文化活動の活性化に取り組む。

22
23 ◆地域伝統芸能を集めた公演の開催

24 ◆地域や島でのシンポジウムや座談会の開催

25 ◆児童生徒対象の組踊・沖縄伝統芸能の実演家によるワークショップの実施

26 ◆児童生徒への芸術鑑賞機会の提供

27 ◆沖縄県文化芸術祭の実施

28
29 第6節 国際交流・協力の推進



32 国際交流や協力活動は、それ自体が学習としての側面を持つだけでなく、海
33 外との新たな交流が生まれ多様な国々の文化を理解した、国際的な視野を持
34 た人材の育成や、世界に開かれた交流と共生の島・沖縄を形成すること及び地
35 域の活性化につながることを期待できる。

36
37 (現状と課題)

- 38 ○ 世界に広がる県系人をはじめとするウチナーネットワークは、国際交流

1 ・協力の架け橋として大きな役割をはたしているが、世代交代が進むなか
2 で、次世代の担い手の育成やネットワークの継承・発展が課題となっている。
3

4 ○ 世界と共生する地域の形成のため、児童生徒への英語教育の充実、様々
5 な分野において留学生や研修生を海外へ派遣するなど、国際理解を促進す
6 るとともに、主体的に行動できる国際感覚に富む創造性豊かな人材の育成
7 に取り組む必要がある。

8 ○ 本県の外国人登録数は令和2年6月末現在において2万591人となって
9 おり、国籍や民族に関係なく誰もが安心して暮らせる社会の構築に向け、
10 県民の異文化・国際理解の向上など、海外からの移住者・滞在者増加に対
11 応した環境づくりに取り組む必要がある。

13 (施策の方向と主な取組)

14 ① 国内外のウチナーンチュとの絶え間ない交流

15 国内外県人会や市町村、民間交流団体等との連携の下、10月30日の「世
16 界のウチナーンチュの日」にちなんで世界各地で実施する沖縄に関する様
17 々な取組等を通じて、世界のウチナーネットワークの強化を図るとともに、
18 県民や県系人等に対し、移住・移民の経験や困難を克服してきた歴史や沖
19 縄の文化等に対する理解促進を図りつつ、次世代の担い手の育成や県系人
20 のルーツ調査など、世界のウチナーネットワークの継承・発展に取り組む。

21
22 ◆ウチナーネットワークの強化推進

23 ◆出前講座の実施

24 ◆国内・海外県系人子弟と県内学生との交流

25 ◆国内外の県人会との連携

26 ◆移民ルーツ調査及び資料収集

27 28 ② 交流の架け橋となる人づくり

29 児童生徒に対する外国語教育及び国際理解教育の充実を図るため、様々
30 な分野における留学生や研修生の海外派遣など国際理解の促進と主体的に
31 行動する国際感覚に富む創造性豊かな人材の育成に取り組む。

32
33 ◆高校生対象留学事業

34 ◆高校生対象海外短期研修

35 ◆アジア高校生とのオンラインでの国際交流

36 37 ③ 県民の異文化理解・国際理解の促進

38 市町村や関係団体と連携した県民向けのシンポジウムの開催、JICA 沖縄

1 主催のおきなわ国際協力・交流フェスティバルへの参画、県民の文化・教育の交流等を通して、お互いの文化や習慣を理解し合うための環境づくりに取り組む。また、県内に在住する外国人に、国際交流・国際親善、日本・沖縄の社会や文化等について日本語で意見を発表する場を提供し、共生社会のあり方を互いに考え合う機会をつくり出すことにより、県民の異文化理解・国際理解の促進に取り組む。

7
8 ◆多文化共生推進に向けた県民向け取組の実施

9 ◆国際協力・交流フェスティバルとの連携

10 ◆国際交流員による異文化理解促進(県内小中高へ国際交流員を派遣し異文化の紹介等を行う出前授業・講座等の実施)

11 ◆日本語弁論大会等の共催、協力等

14 第7節 ボランティア活動の推進



16
17 ボランティア活動は、本来、意思さえあれば誰にでもできるものであるが、
18 その活動に必要な知識・技術を習得するための学習活動であり、ボランティア活動そ
19 のものが、充実感や生きがい、自己実現につながる大切な学習活動でもある。また、
20 それまで学び続けた成果をいかす機会ともなる。

22 (現状と課題)

- 23 ○ 社会環境の変化や社会ニーズの多様化などにより、地域コミュニティに
24 おける人間関係が希薄化し、地域の抱える課題も複雑化しており、地域住
25 民一人ひとりが地域に貢献していることを実感できる社会参加の機会を更
26 に拡大することが課題である。また、地域住民がお互いに支え助け合う共
27 生社会の実現に向けて地域ボランティアの養成を推進する必要がある。
- 28 ○ 行政ニーズの多様化や相互相扶助機能の低下などを背景に、ボランティ
29 アの役割がより一層重要となっており、ボランティア活動の円滑化や活性
30 化を図るための人材の育成・確保が求められている。

32 (施策の方向と主な取組)

33 ① 地域ボランティア等の育成・確保

34 複雑化、多様化する地域の課題解決のため、地域ボランティアやボランティア
35 コーディネーター等の地域づくりを支える担い手の育成・確保に取り組む。

36
37 ◆地域ボランティアの養成

38 ◆ボランティアコーディネーターの養成

1 ◆図書館ボランティアの養成

2
3 ② 地域ボランティアの活動支援

4 県民や地域組織等の多様な主体による様々な活動の円滑化を図るため、沖縄
5 県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会に設置されているボランティア
6 センターの機能充実を図るとともに、公民館等での地域活動の定着等に取り組
7 む。

8
9 ◆市町村ボランティアセンターへの支援

10 ◆ボランティア・NPO 活動の支援

11 ◆福祉教育・ボランティア学習の推進

12
13 ③ 学校支援ボランティアの活動支援

14 学校の教育活動についての地域の教育力をいかすため、保護者、地域人
15 材や団体、企業等がボランティアとして学校をサポートする取組を支援す
16 る。

17
18 ◆登下校の見守りや学校行事、授業等の学習支援への参加促進

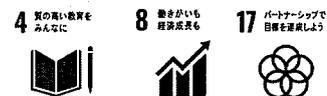
19 ◆体験活動や学習指導を通じた放課後の居場所づくりの参加促進

20
21 ④ 持続的な環境保全活動を担うボランティアの育成

22 海洋ごみや外来種対策など地域が抱える環境問題に対し、市町村等と地
23 域連携・協働により問題解決を促すコーディネーターとなる団体・組織等
24 の育成と連携・支援に取り組む。また、地域課題に対するニーズとボラン
25 ティアとのマッチングを行う環境ボランティアセンターの設置に取り組
26 む。

27
28 ◆環境ボランティアマッチングの促進

29 ◆海浜清掃活動の促進



31 第8節 職業に関連する学習機会の提供

32
33 職業に関連した様々な学習機会の提供は、職業的自立を促すとともに、地域
34 の魅力を再発見することにも役立ち、県民にとって豊かな文化生活を営む上で
35 有意義である。

36
37 (現状と課題)

38 ○ 本県においては、若年者の失業率や離職率が高いなど、社会的・職業的

1 自立に向けて様々な課題が見られることから、キャリア教育を充実させ、
2 学校生活と社会生活や職業生活を関連付けることが重要であり、産学官連
3 携の下、就学時から職業観の醸成に向けた取組が必要である。

- 4 ○ 産業教育においては、科学技術の進展、グローバル化、産業構造の変化
5 に伴い、必要とされる専門的な知識・技術も変化するとともに高度化して
6 おり、これらへの対応が課題となっているため、外部人材の活用や地域企
7 業との連携を図る必要がある。

8
9 (施策の方向と主な取組)

10 ① 若年者の就業意識啓発等の推進

11 児童生徒に対する職業意識の向上については、県内企業や経済団体等の
12 関係機関と連携しながら、県内産業の理解促進を図るとともに、学校や地
13 域における就業意識啓発等の取組が効果的に行われるよう、教職員や保護
14 者等関係者への情報提供等に取り組む。さらに、学生等がアルバイトや就
15 職活動を行うに当たり、労働者の権利等を学ぶ労働法教育は非常に重要で
16 あることから、働く上で必要な社会保障制度及び労働関係法令などの基礎
17 的知識の普及に取り組む。

18
19 ◆児童生徒に対する産業理解の促進

20 ◆学校から職業生活への円滑な移行と早期離職の防止

21 ◆生徒、学生への社会保障制度・労働関係法令などの基礎的知識の普及

22 ◆キャリア教育の充実及び職場体験、就業体験の実施

23
24 ② 産業教育の推進

25 将来の地域産業界を担う人材を育成するため、産業界、専門高校、高等
26 教育機関、行政が連携した体制を整備し、教育内容の改善及び専門教科の
27 充実等により産業教育の推進に取り組む。

28
29 ◆産業界、専門高校、高等教育機関、行政が連携した体制の構築

30 ◆産業界と連携した講師派遣や長期インターンシップ等の実施

第2章 学びを高めるつながりづくり

地域における人間関係の希薄化や家族形態の変容など、社会が大きく変化する中で、地域の教育力の向上を図るためには、学校と地域、その他の多様な主体が連携・協働し、地域全体でつながりづくりを進めていくことが求められている。

第1節 多様な主体との連携・協働の推進



地域には、様々な課題があり、住民の学習ニーズも多様なため、専門的な知識・技術をもつ高等教育機関やNPO、企業等との連携をより一層広げることが重要である。

(現状と課題)

- 学びを高めるつながりづくりに関しては、社会教育担当部局のみならず他の部局においてもそれぞれの課題に応じた様々な学習機会が提供されている。また、NPO等の新たな団体の数も年々増加している。さらに企業においてもCSR（企業の社会的責任）活動として教育分野を含む多彩な地域貢献活動が各地で行われている。
- 中央教育審議会*5の答申において、ネットワーク型行政の一層の推進に取り組むことが指摘されており、社会教育関係団体、企業、NPO、学校等の多様な主体との連携の強化が求められている。

(施策の方向と主な取組)

① 連携・協働による新たな生涯学習推進体制の構築

組織レベルの連携・協働を通じて、これまで社会教育に関わりがなかったものの、地域づくりに熱意を持って取り組んできた様々な分野の人材を積極的に活用していく。また、社会教育の強みである、学びを通じた人づくりやつながりづくりの視点を、首長部局をはじめとする様々な主体の活動へ積極的に組み込んでいく。

- ◆地域人材の掘り起こしやネットワークづくり
- ◆関連部局及び関係機関との更なる連携・協働
- ◆生涯学習推進組織の活性化

② 持続可能な地域づくりを担う人材の育成・確保

持続可能な地域社会の構築に向けては、地域社会の絆を深め、地域に根ざしたコミュニティの活性化を図る必要があることから、地域社会や産学

1 官民が連携して、地域づくりを担える人材マネジメントプログラムを構築
2 するとともに、地域の資源を生かし活性化を主導できるマネジメント及び
3 コーディネート能力の高い人材の育成・確保に取り組む。

4
5 ◆「おきなわ SDGs プラットフォーム」の創設による多様な連携と協働の促進
6

7 ③ 地域の活力を高める多様な連携と協働の取組の推進

8 県と企業・NPO 等との間で、様々な分野において包括的連携協定の締結
9 を促進し、地域の更なる活性化に取り組むとともに、SDGs の達成や地域
10 課題の解決に資する取組を促進するため、多様な主体が参画し、様々な取
11 組につなげていく枠組みの構築を図る。

12
13 ◆NPO 等との協働の取組に係る情報発信

14 ◆講演会や研修会の開催
15

16 ④ 環境保全等に携わる連携・協働ネットワークの構築

17 県内の環境教育・環境保全活動に携わる県民、事業者、NPO、研究機
18 関、行政が一体となった産学官の連携・協働ネットワークを構築し、各主
19 体の情報交換や相互交流の場の創出に取り組む。

20
21 ◆連携・協働ネットワークづくりの推進
22

23 第2節 学校・家庭・地域の連携・協働の推進



24
25
26 これからの学校と地域の目指す連携・協働の姿として、「地域とともにある学校へ
27 の転換」「子どもも大人も学び合い育ち合う教育体制の構築」「学校を核とした地域
28 づくりの推進」が求められている。これはこれまでの学校支援の在り方から一歩踏み
29 出し、双方向で地域とともに子どもたちを育むこと、子どもも大人も学び合い育ち合
30 うこと、その結果として学校を核とした地域づくりが進展することが期待されている。

31
32
33
34
35
36 *5 中央教育審議会 「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について（答申）」（平
37 成 10 年 9 月）、中央教育審議会「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循
38 環型社会の構築を目指して～（答申）」（平成 20 年 12 月）

1 (現状と課題)

- 2 ○ 近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子ども
3 たちを健やかに育むためには、学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役
4 割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを進める必
5 要がある。
- 6 ○ 地域と学校が連携・協働した地域活動を推進するため、住民の地域活動
7 の現状、ニーズの把握に取り組むとともに、地域と学校をつなぐ役割を担
8 う地域コーディネーターと地域連携担当教員等の関係強化を図る必要があ
9 る。

10
11 (施策の方向と主な取組)

12 ① 学校・家庭・地域の連携・協働

13 「地域の子は地域で守り育てる」ことを基本姿勢に、子どもの拠り所と
14 なる居場所づくりをはじめ、幅広い地域住民等の参画により、学校、家庭、
15 地域が連携・協働し、一体となって子どもを育てる体制づくりの構築に取り
16 組む。また、学校と協働で実施する学習支援をはじめ様々な活動への支
17 援を通して、地域の教育力向上に取り組む。

18
19 ◆放課後や週末等の児童生徒の安全・安心な活動拠点支援

20 ◆地域学校協働活動の推進

21 ◆地域コーディネーターの育成

22
23 ② コミュニティ・スクールとの一体的な推進

24 「地域とともにある学校」に転換するための仕組みとしてのコミュニテ
25 ィ・スクールと、社会教育体制としての地域学校協働本部が相互に補完し、
26 高め合う存在として、相乗効果を発揮していくことが必要である。

27 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、「コミュニティ・スクー
28 ル（学校運営協議会制度）」と「地域学校協働活動」を一体的に推進する。

29
30 ◆コミュニティ・スクール導入の推進

31 ◆好事例の収集・情報提供

第3章 学びをいかした地域づくり

学習成果を地域社会に還元する「学びの循環」による持続可能な社会の構築をめざすためには、住民が主体的に学び、地域活動へ参画することが重要である。

第1節 地域を核とした連携による「地域コミュニティづくり」



地域づくりは、生涯学習の振興と関連が強く、生涯学習社会を形成する上で、極めて大きな意味を持っている。地域住民が学習活動を通じて絆を形成し、コミュニティへの参画や地域の課題解決を図っていくことの重要性が増している。

(現状と課題)

- 少子高齢化や核家族化の進行など、社会情勢が大きく変化するとともに、人々の価値観が多様化する中で、地域における住民同士の連帯意識も薄れ、生活の場となる地域社会に対する関心が低下してきていることから、地域の伝統文化や行事、スポーツ等、地域の様々な世代が楽しみながら交流する機会を通し、地域の一員としての意識や愛着を育むとともに地域づくりへとつなげていくことが重要である。

(施策の方向と主な取組)

① 地域づくりにつなげる学習機会の充実

人々が、自発的に地域づくりに参画する契機となるような、様々な学習機会を提供するとともに、地域づくりにつながる、住民の自発的な学習活動を支援し、これらの活動を支える人材育成に努める。また、社会教育のあり方を常に見直し、その充実を図っていく。

◆地域づくりの担い手となる人材の育成

◆「地域の子は地域で守り育てる」気運の醸成

◆社会教育施設を活用した地域づくりの担い手支援及び育成

② 公民館等を活動の拠点とした「地域コミュニティづくり」の推進

公民館等を拠点に、関係部局や関係機関(民間事業者、NPO 等)が連携・協働しつつ、地域の課題解決に向けた講座等の学習や地域活動の支援等を地域コミュニティの形成につなげていく活動を推進する。

- ◆関係職員の資質向上研修等の実施
- ◆自治公民館、自治会等の地域活動への支援

第2節 学びの成果をいかす取組の推進



豊かな地域づくりを進めるためには、地域住民が学習成果を活用し、積極的に地域活動に参画し、連帯感を育みながら地域の課題に取り組む必要がある。このため、活躍できる環境を整備し、学びの成果をいかす仕組み作りが必要である。

(現状と課題)

- 沖縄県教育委員会では、県民の学習ニーズに応える学習機会の充実を図るため、おきなわ県民カレッジを開設するなど、県民に学習情報及び学習機会を提供している。また、多様な生涯学習により得られた学習の成果として、希望する者に対し、奨励賞を授与している。
- 学習の成果を適正に評価することにより、学習者の意欲を高めること、また、学習者の評価のみにとどまらず、学習者が学んだ成果を地域づくり等にかかしていく取組の検討が必要である。

(施策の方向と主な取組)

① 学習成果の適正な評価

国、県、市町村及び高等教育機関、各種関係機関等で実施している生涯学習に関する講座等を体系化し、県民に学習情報及び学習機会を広域的・効果的に提供するとともに、学習成果を適正に評価し、学習意欲の向上に取り組む。

- ◆ウェブサイト「まなびネットおきなわ」を活用した情報提供
- ◆おきなわ県民カレッジ奨励賞の授与

② 地域人材等の活用の仕組みづくり

おきなわ県民カレッジ奨励賞の授与を受けた学習者のうち、希望する者については人材登録を行い、指導者として活用できる体制を整える。

- ◆地域活動への参加提案

第3節 人と自然が共生するまちづくり



1 本県は、豊かな自然環境と風土・伝統に根ざした文化を有している。これら
2 の資源は、人々を魅了し引きつける産業資源であるとともに、世界的にも貴重
3 な自然を次世代に継承していく学習資源でもある。

4 このため、人と自然が共生する潤いのある地域社会の実現を目指し、環境保
5 全等に対する県民意識の啓発・普及とあわせ、自然環境に親しむ多様な学習機
6 会の提供を図ることが重要である。

7
8 (現状と課題)

9 ○ 本県の豊かな自然環境を守り、劣化することなく次世代に引き継いでい
10 くため、県民一人一人の自発的な行動を促すための取組や環境保全に関す
11 る県民参画の仕組みを構築する必要がある。

12 ○ 生物多様性の保全については、本県は亜熱帯海洋性気候の下、貴重な野
13 生生物が数多く生息しているが、本土復帰後の社会資本整備等により多く
14 の自然環境が損なわれ、沖縄の生物多様性が失われていくことが危惧され
15 ている。

16 ○ 本県の狭隘な島しょ性による環境負荷に対して脆弱であるという条件不
17 利性の克服や、自然環境の保全と経済の発展の両立及び島しょ地域の特性
18 を踏まえた持続可能な循環型社会の構築を図る必要がある。

19
20 (施策の方向と主な取組)

21 ① 県民参画の推進

22 「生物多様性保全利用指針 OKINAWA」や「レッドデータおきなわ」な
23 ど、県が策定した指針や調査結果を積極的に公開し、県民が容易にアクセ
24 スできるよう取り組むことで、県民参画を促し、自然環境の保全等に関す
25 る計画づくりを推進する。また、県内企業・団体・個人による環境保全活
26 動の促進及びボランティア支援を推進するとともに、生物多様性の保全を
27 はじめとする社会課題解決に多くの県民が参画できる仕組みの構築に取り
28 組む。

29
30 ◆県が策定した生物多様性に係る指針や調査結果等の情報の公開

31 ◆県民参画の仕組みづくり

32
33 ② 環境保全に対する意欲の醸成

34 環境保全活動の啓発に向けて、広く県民を対象とした「おきなわ環境教
35 育プログラム集」の普及・活用等を推進するとともに、学校教育において
36 は、自然環境に親しむための体験学習や総合学習等を通して、次代を担う
37 子どもたちの環境保全に対する意欲の醸成に取り組む。さらに、ごみのポ
38 イ捨て・不法投棄の防止、海浜の節度ある利用等について、広く県民の環

1 環境保全に対する意欲の醸成に取り組む。

2
3 ◆出前講座等による環境保全活動の促進

4 ◆環境美化に関する県民意識向上のための普及啓発活動等の実施

5 ◆県民や観光客への生物多様性の保全やマナー・ルールの啓発

6
7 第4節 歴史・文化をいかしたまちづくり



8
9
10 人々が心豊かで潤いのある生活を送るためには、文化的な要素が一層重要で
11 ある。

12 そのため、郷土の歴史や文化に触れ、地域住民自らも文化活動に参加し学習
13 することにより、地域の活性化につながるまちづくりを推進する必要がある。

14
15 (現状と課題)

16 ○ 各地域、各島々に伝わる祭事等の伝統行事を始め伝統的な生活文化が徐
17 々に失われてきており、特に離島や過疎地域においては、人口の減少に伴
18 い祭りの簡素化や後継者不足など、沖縄文化を体感できる環境が減少して
19 きているため、これら伝統行事等の伝承・復元等に向けて取り組む必要が
20 ある。

21 ○ 良好な景観創出のための仕組みづくりについては、市町村や地域住民が
22 方向性を共有し、主体的に参画できる仕組みの構築が必要である

23 ○ 景観を形成する古民家、集落は都市化や老朽化などで失われつつあるた
24 め、古民家等の保全に向けた技術者の育成等が必要である。

25
26 (施策の方向と主な取組)

27 ① 文化資源を活用した地域づくり

28 地域の歴史、伝統的風習、伝統行事等に対する住民の愛着心を醸成し、
29 地域外との交流を通じた地域文化の掘り起こしに加え、県内各地で開催さ
30 れている伝統芸能や地域行事の積極的な発信に取り組む。また、地域に伝
31 承するエイサー等の伝統行事や地域の食文化など、地域の個性豊かな文化
32 資源の特性に応じたまちづくりに資する取組を推進する。

33
34 ◆「琉球歴史文化の日」の周知啓発

35 ◆地域文化の掘り起こし、県内各地の伝統芸能や地域行事の積極的な発信

36 ◆文化資源を活用した観光体験プログラムの構築・実施

37 ◆琉球料理人伝承人派遣事業(出前講座の実施)

38 ◆文化発信交流拠点の充実

1 ② 沖縄固有の景観・風景・風土を重視した魅力的な景観形成

2 風景づくりの主体である市町村の景観行政団体への移行促進や地域住民
3 が主導的役割を担う風景づくりの推進体制の構築を促進する。さらに、沖
4 縄らしい風景づくりや景観形成に向けて、風景・まちなみの再生を先導し
5 専門的な知識を有する人材の育成に取り組む。

6
7 ◆景観形成に係る専門家及び地域人材の育成

8 ◆古民家の保全・継承に関する情報提供

9
10 第5節 福祉と安全のまちづくり



11
12
13 障害のある人や高齢者も含めたすべての人々が、住み慣れた地域で、生き生きと
14 暮らしていくためには、お互いの理解・関心を深めるとともに、「自分の安全は自分が
15 守る(自助)」や、「地域の安全は地域で守る(共助)」といった防災・防犯意識を高め
16 るための学びが重要である。

17
18 (現状と課題)

- 19 ○ 障害のある人に対する理解を深めるとともに、障害のある人の自立と社
20 会参加を阻む様々なバリアの除去を図るなど、障害のある人もない人も誰
21 もが活動しやすい環境づくりが必要である。
- 22 ○ 認知症高齢者の増加や障害のある人の地域生活への移行が進み、支援の
23 ニーズが高まっているため、よりきめ細やかで多様な権利擁護の仕組み作
24 りが必要である。
- 25 ○ 人々が住み慣れた地域で、安全で安らぎのある生活を送れる地域づくり
26 ができるよう、自然災害、交通事故、犯罪、消費者問題など安全に関する
27 学習機会の提供、住民の安全意識の向上、安全技術の習得などを図る必要
28 がある。

29
30 (施策の方向と主な取組)

31 ① 誰もが活躍できる地域づくり

32 障害を理由とする差別の解消を図るため、県民に向けた普及啓発を図る
33 など、障害のある人の権利擁護を推進する。また、高齢者や障害のある人
34 等のすべての人が自由に社会参加できる地域社会を実現するため、福祉の
35 まちづくりに寄与する事例の表彰や障害のある人への理解促進のための啓
36 発活動を行い、関係機関と地域社会の共通理解と協力体制の整備等に取り
37 組む。

38 ◆認知症の人を支えるネットワークの構築や地域づくり

- ◆福祉のまちづくりに寄与する事例の表彰
- ◆障害者への理解促進のための啓発活動

② 安全・安心に暮らせる地域づくり

犯罪情勢に即した県民への情報提供及び啓発活動のほか、自主防犯ボランティア団体への支援や関係機関と連携した防犯ネットワークの整備など犯罪の抑止活動に取り組む。また、関係機関やボランティア等と連携した交通安全教育や交通安全活動を推進するとともに、飲酒運転根絶を図るため、「沖縄県飲酒運転根絶条例」に基づき、各季の交通安全運動における飲酒運転防止に向けた広報啓発など、県民一体となった各種対策に取り組む。

- ◆防犯ボランティア団体への支援
- ◆交通安全対策・飲酒運転根絶対策事業の実施

③ 消費者教育の推進

複雑化かつ多様化する消費者被害については、被害相談窓口の機能強化、県民への啓発等を推進するとともに、消費者被害に遭わないように自主的かつ合理的に行動できる「うちなー消費者」*6の育成など消費者教育を推進する。

- ◆学校における消費者教育に関する啓発活動や情報提供、資料提供の実施
- ◆消費者教育講座の実施
- ◆各種広報媒体を活用した消費生活に関する情報提供

④ 地域防災力の向上

地域における防災力の強化するため、県民の防災意識の向上及び防災教育を推進し、自主防衛組織の普及拡大、消防本部及び消防団など地域防災体制の充実に取り組む。

- ◆地域防災リーダーの育成
- ◆自主防衛組織の普及・啓発

*6 うちなー消費者 令和2年3月に沖縄県が目標に定めた消費者の姿勢

- ・自主的かつ合理的意思決定に基づき行動し、被害に遭わない人
- ・価格や好みだけではなく、人や地域・社会、環境のことも考え、消費行動ができる人

⑤ 公共施設等におけるユニバーサルデザイン*7の推進

人と環境に優しいまちづくりを推進するため、公共空間等におけるユニバーサルデザインの普及に取り組む。

◆都市公園バリアフリー化支援事業の実施

◆公共施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザインの促進

⑥ 快適な生活環境の形成（都市公園の整備）

都市公園の整備については、利用者が安全・安心・快適に利用できるよう、自然環境の保全、温暖化防止対策としての環境緑化、緑とふれあう憩いの場の創出、レクリエーション活動の場の提供等を考慮し、適切な施設配置と効果的な空間形成に取り組む。

◆都市公園バリアフリー化支援事業の実施

第6節 男女共同参画の推進



県民一人ひとりが互いを尊重し、喜びや責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、引き続き男女共同参画の視点に立った意識啓発等が必要である。

（現状と課題）

- 令和2年度に実施した県民意識調査によると、男女の平等感については、「家庭生活」、「職場」、「学校教育」、「地域活動・社会教育活動」、「政治の場」、「法律や制度上」、「社会通念・習慣・しきたり」、「社会全体」のすべての項目で前回（平成27年度）より平等であると感じている割合は低下しており、依然として、男女の不平等感が高い状況である。

*7 ユニバーサルデザイン：「ユニバーサルデザイン」は、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方

1 (施策の方向)

2 ① 家庭における男女共同参画の実現

- 3 ・男女が共に家庭生活に参画するための意識改革
4 ・育児及び介護を支える環境づくり
5 ・生涯を通じた男女の健康づくりの推進

6 ② 職場における男女共同参画の実現

- 7 ・多様な就業を可能にする環境の整備
8 ・雇用分野における均等な機会及び待遇の確保
9 ・農林漁業における男女共同参画の推進
10 ・ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
11 ・女性の活躍を推進するための企業に対する支援

12 ③ 地域における男女共同参画の実現

- 13 ・地域活動を推進するための連携・協働
14 ・生活上の困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備
15 ・市町村における男女共同参画の推進

16 ④ 社会全体における男女共同参画の実現

- 17 ・女性の更なる政策・方針決定過程への参画の促進
18 ・ジェンダー平等や性の多様性に関する意識啓発の推進
19 ・次世代に向けた意識啓発および教育の推進
20 ・ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

21
22 (主な取組)

- 23 ○ 「沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～」の下、沖縄県男女共同
24 参画センターを拠点として、男女共同参画社会形成に資する啓発講座や人
25 材育成講座等を実施する。
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38

第3部 生涯学習推進体制及び学習環境の整備

第1章 社会教育施設の充実強化

県民の生涯学習を支援し、多様な生涯学習機会の充実を図るためには、地域の学びの拠点である公民館や図書館、博物館、青少年施設等の社会教育施設の機能を強化していくことが求められている。そのためには、首長部局・学校・NPO・企業等の多様な主体と連携し、地域課題解決に向けた取組や、住民主体の地域づくりに対する支援等が求められており、住民のニーズに応じた施設の運営充実を図る必要がある。

第1節 図書館と読書活動

図書館は、県民が生涯にわたって主体的な学習を行う上で、重要な役割を担っており、読書活動の推進やレファレンスサービスの充実及び利用の促進を図ることはもとより、地域や住民の課題解決を支援している。

また、子どもの読書活動や学習活動を推進する観点から、学校図書館への支援を積極的に行うことが必要である。

公共図書館や書店がなく、学校図書館のみしかない地域が離島・へき地地域に集中しており、読書環境の格差が広がっていることや、子どもの発達段階が上がるにつれて読書時間の減少傾向がみられるなどの課題がある。

(施策の方向)

- ① 図書館は「いつでも」「どこでも」「だれでも」必要な学習ができるよう、施設の整備や蔵書の充実を図る。また図書館総合目録システム等情報ネットワークを充実させ県内全域にわたる図書館サービスの向上を図る。
- ② 医療・健康、福祉、法務等に関する情報や地域資料等、地域の実情に応じた情報提供サービスを行う。
- ③ 図書館サービスの充実のため、県立図書館は、図書館未設置町村に対し、設置に向けた支援及び助言を行う。

(関連事業・取組)

◆知の拠点づくり

(専門性の高いレファレンスへの対応)

◆読書活動の推進

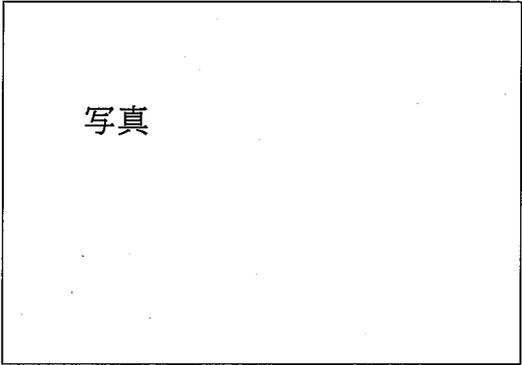
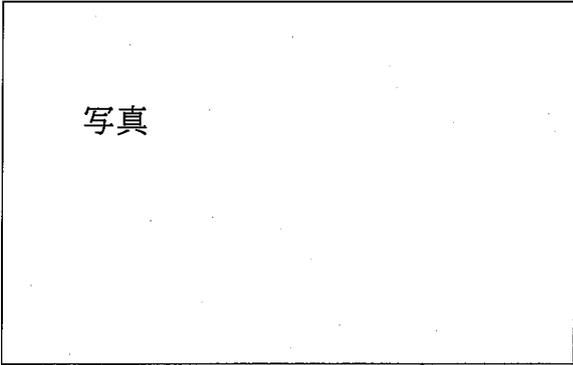
(毎月第3日曜日「家庭の日・ファミリー読書の日」実施)

◆読書活動への理解と関心の高揚

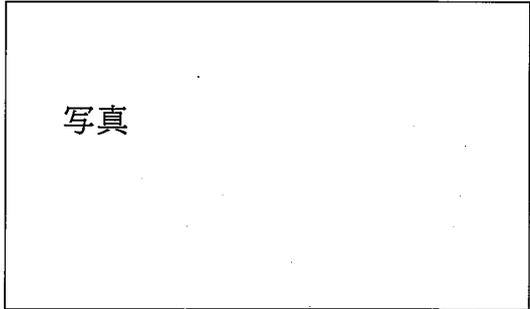
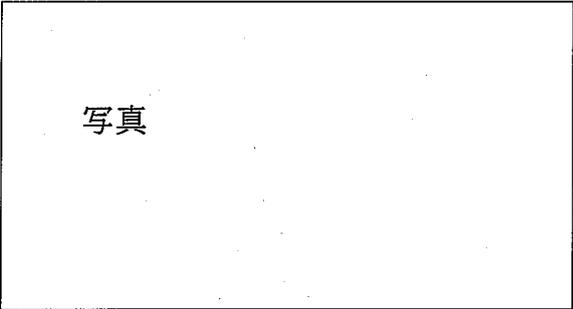
(「子ども読書の日」記念事業や「文字・活字文化の日」記念フォーラムの開催)

◆「沖縄県子ども読書指導員」の養成
◆離島へき地地域への支援（移動図書館、一括貸出、協力貸出）

1
2



3
4



5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20

1 第2節 青少年教育施設と体験活動

2
3 小学生の頃に多くの体験活動を持つ子どもは、高校生になった時に、自
4 尊感情、外向性、精神的な回復力などの非認知能力が高くなる傾向がみられ
5 るという調査結果*8やデジタル化が進む中で「リアルな体験」機会の充実が
6 より求められていることから、今後は、子どもの生活環境の中に意図的、計
7 画的に多様な体験の場や機会を作っていくことが重要となる。

8 青少年教育施設の果たす役割の重要性も高まっており、体験活動を通して
9 青少年の自立が図られるよう、関係者の連携による積極的な取組が求められ
10 ている。国立の青少年教育施設とも連携し、情報の共有を図りながら、青少
11 年教育施設が持つ教育機能や指導者等の有効活用を推進する必要がある。

12
13 (施策の方向)

- 14 ① 沖縄県青少年教育施設連絡協議会等と連携し、プログラムの開発や職員の資
15 質向上を図る。
16 ② 受け入れ体制の充実を図るための研修や施設相互の連携を強化する。
17 ③ 県立青少年教育施設を地域住民やその地域に関わる人たちの相互学習の場
18 として活用する。

19 (関連事業・取組)

- ◆青少年教育施設職員研修会の開催
- ◆青少年教育施設計画訪問
- ◆県立青少年教育施設における各種事業の実施

20
21 写真

写真

22 *8 令和2年度青少年の体験活動に関する調査研究結果報告(令和3年9月文部科学省) ~21世紀出
23 生児縦断調査を活用した体験活動の効果等分析結果について~ 2万人以上の子供を0歳から18歳
24 まで追跡調査したデータを用いて、子どもの頃の「体験」が、その後の成長に及ぼす効果を分析
25

1 第3節 公民館・公民館類似施設の充実

2
3 価値観や生活様式が多様化するなか地域社会の連帯感の希薄化により、地域
4 活動への参加は減少傾向にある。子どもたちが豊かな心と生まれ育った地域に
5 誇りを持てるよう、地域活動等を通して、より多くの人と触れ合う機会の充実
6 を図る必要がある。

7 公民館は地域住民にとって最も身近な学習拠点であるだけでなく、交流の場
8 であり、地域コミュニティの形成の場として重要な役割を果たしている。また、
9 地域の防災拠点や子育て支援、子どもの居場所づくりなど、社会状況に応じて
10 期待される役割が増えている。

11
12 (施策の方向)

- 13 ① 幅広い世代の住民が交流し、その地域の多様なニーズに応えられるよう、
14 情報提供を通して公民館の学習環境の充実に取り組む。
15 ② 地域づくりにつながる、住民の自発的な学習活動を支援し、これらの活
16 動を支える公民館関係者等の資質向上に取り組む。
17 ③ 関係機関と連携・協働し、地域の課題解決に向けた支援を行い、持続可能
18 な地域づくりを担う人材の育成に取り組む。
19

(関連事業・取組)

- ◆地域の課題に取り組んだ実践事例を共有する県公民館研究大会や研修会の支援
- ◆優良公民館表彰

20
21
22
写真

写真

23
24
25

1 第4節 博物館・美術館の活用
2

3 博物館・美術館の特色・目的を明確にした上で、沖縄県の歴史、芸術、民俗、産
4 業、自然科学等に関連した博物館・美術館活動を、県民の参画を得ながら積極的
5 に展開するなど、郷土に対する誇りや愛着を得られるようなまちづくりを実施する
6 こと等が望まれる。

7 博物館・美術館資料を活用した学校教育の支援を積極的に行うことが重要であ
8 る。

9 特に、近年、郷土の文化や芸術活動、生涯学習・社会教育の中核的拠点として
10 の機能や子どもたちに参加・体験型の学習を提供する機能等を高めていくこと、さ
11 らに地域におけるボランティアや社会教育団体と連携した博物館・美術館活動の
12 取組が期待されている。

13 また、学芸員等の交流を含む設置主体を超えた広域的な地域連携や、館種を
14 越えたネットワークを構築する等、多様な博物館・美術館同士が協力することに
15 よって、新たな可能性を追求していくことも重要である。

16
17 (施策の方向)

- 18 ① 文化芸術活動を支える基盤を強化する。
19 ② 文化芸術活動の場の創出を図る
20 ③ 文化発信交流拠点の充実を図る。
21

(関連事業・取組)

- ◆博物館文化講座
- ◆学校連携事業
- ◆移動博物館、移動美術館、体験学習教室
- ◆ワークショップ
- ◆夏休み博物館学芸員教室
- ◆ギャラリートーク・キュレータートーク
- ◆ボランティア活動事業

22
写真

写真

1 第5節 その他の生涯学習関係施設

2
3 (1) 平和祈念資料館

4 本県は、去る大戦で多くの尊い生命と大切な文化遺産を失った。当資料館
5 は悲惨な沖縄戦の歴史的教訓を風化させることなく、次の世代へ正しく継承す
6 る役割が求められている。

7 また、全世界の人々に「沖縄のこころ」を訴え、恒久平和の樹立に寄与するた
8 め県民個々の戦争体験を結集し、新たに平和で豊かな文化を創造する活動を
9 展開することが求められている。

10 平和祈念資料館及び平和祈念公園一帯を活用した平和教育の支援を積極
11 的に行うことが重要である。

12
13 (施策の方向)

- 14 ① 沖縄戦の実相と教訓を正しく次世代に伝えていくため、沖縄戦の調査研究を
15 進める。
- 16 ② 子どもたちの学びの機会として平和学習の充実に取り組む。
- 17 ③ 平和講話・ワークショップ等を活用し、県内教育機関をはじめ県外からの修学
18 旅行生や外国人への情報発信に取り組む。
- 19 ④ 戦争体験者等からの思いを継承し、沖縄戦の記憶や記録を学び次世代へ語り
20 継ぐ担い手の育成・確保を図る。
- 21

(関連事業・取組)

- ◆調査研究事業
- ◆展示企画事業【常設展示、特別企画展等】
- ◆収集資料・活用事業【寄贈品・資料貸出等】
- ◆教育普及事業【児童・生徒の平和メッセージ展、夏休み子ども向け企画、ビデオ上映会、沖縄戦講座等】

22
23
写真

写真

1 (2) 埋蔵文化財センター

2 県立埋蔵文化財センターは、埋蔵文化財(出土品を含む。以下同じ)の調査
3 研究及び保存、活用を図るとともに、知識の普及を通じて教育や学術及び文化
4 の発展に寄与することを目的としている。

5 具体的には、団体見学の受け入れや体験学習、企画展、文化講座の開催を
6 始め、資料の閲覧と貸し出し、などを通して埋蔵文化財情報の活用を図り、県民
7 をはじめとする多くの人々が、沖縄県の埋蔵文化財の重要性について理解を深
8 められるようにしている。

9 また、県立埋蔵文化財センターの Web ページ上で公開している埋蔵文化財
10 情報について、利便性を向上させ、よりわかりやすい内容となるよう構成を工夫
11 することや提供するコンテンツを充実していくことが求められている。

12
13 (施策の方向)

- 14 ① 埋蔵文化財の調査研究を行う。
15 ② 埋蔵文化財に関する資料収集、保存及び活用を図る。
16 ③ 埋蔵文化財に関する知識の普及に努める。
17 ④ 埋蔵文化財に関する指導及び研修を実施する。
18 ⑤ 埋蔵文化財の情報提供の充実を図る。

19
20 (関連事業・取組)

- ◆文化講座(発掘調査や専門員の仕事紹介)
- ◆小中学生向け体験学習(土器づくりなど)
- ◆現地説明会(発掘調査現場での成果紹介)

21
22
23
写真

写真

1 (3) 空手会館

2 博物館相当施設としての機能を有する沖縄空手会館は、沖縄空手に関する資
3 料収集、調査研究、展示、教育普及等の諸活動により学術研究の深化に取り組
4 んでいる。

5 また、「空手発祥の地・沖縄」を国内外に発信する拠点施設として、資料室
6 での企画展の開催、沖縄空手の体験プログラムの実施、沖縄空手アカデミーに
7 において調査研究の発表を行い、県民が沖縄空手を学び、体験できる機会の創出
8 を図る取組を行っている。

9
10 (施策の方向)

- 11 ① 沖縄空手の資料を収集し、調査研究を推進する。
12 ② 沖縄空手の教育普及に努める。
13 ③ 沖縄空手の出前講座を実施する。
14 ④ 空手の体験機会の創出を図る。
15
16

(関連事業・取組)

- ◆沖縄空手会館ミュージアム事業（企画展、移動展、資料収集・調査研究）
- ◆沖縄空手アカデミー（調査研究発表）
- ◆沖縄空手県内普及促進事業（教育普及）

17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
写真

写真

1 第2章 生涯学習推進センターの充実強化

2
3 生涯学習推進センターは、多種多様な学習情報の提供、指導者の研修等を行う
4 生涯学習推進の中心的機関として設置され、生涯学習の充実を図っている。

5 人生100年時代の到来、Society5.0で実現する社会、デジタル化への急激な進展
6 など、予測困難なこれからの時代において、人々の高度化・多様化した学習ニーズ
7 や社会的・地域的ニーズの変化と現状に合わせ、より有意義な学習が保証される
8 ための仕組みづくりの拠点として、生涯学習推進センターの更なる充実強化が求
9 められている。

10 11 第1節 生涯学習推進センター機能の一層の充実

12
13 生涯学習推進センターでは、県民の学習ニーズに応える学習機会の充実を図る
14 ため、おきなわ県民カレッジの企画運営に取り組むとともに、沖縄県生涯学習情報提
15 供システム(まなびネットおきなわ)を活用した情報収集・提供、沖縄県遠隔講義配信
16 システムを活用した講座のライブ配信・オンデマンド配信を行い、県民に学習機会を
17 広域的・効果的に提供している。

18 また、各種研修会を開催し、社会教育・生涯学習指導者の養成や資質向上に取り
19 組んでいる。

20 21 (施策の方向)

- 22 ① 各種関係機関等が連携・協働しながら、子どもたちや高齢者、障害者など
23 誰もが生涯にわたり学び続けることができるよう、地域コミュニティを中心
24 とした生涯学習機会の充実に取り組む。
- 25 ② 学びたいときに自発的に学べる環境づくりに向けて、ICTを活用した遠隔
26 講義配信システムの利用促進等に取り組む。
- 27 ③ 多様な生涯学習により得られた学習の成果を適正に評価し、奨励賞を授与
28 することによって、学習者の意欲を高め、生涯学習による地域づくりの一層
29 の充実に取り組む。

30 (関連事業・取組)

- ◆おきなわ県民カレッジ講座の実施
- ◆遠隔講義配信システムの充実
- ◆おきなわ県民カレッジ奨励賞の授与

31
32
33

1 第2節 生涯学習推進センターのプラットフォームの構築

2
3 沖縄県生涯学習推進センターの更なる重点化については、プラットフォーム
4 機能を強化することで沖縄県全域の生涯学習推進体制の構築を図ることができ
5 ると考えられる。そのため、学識経験者や生涯学習の実践機関や指導者、支援
6 者等が調査、研究、協議を行い進めていく必要がある。

7
8 (施策の方向)

- 9 ① 県（知事部、警察本部等）や市町村、学校、大学等高等教育機関、社会教
10 育関係団体、民間教育機関、企業、NPO等と連携・協働し、相互ネットワ
11 ークの構築に取り組む。

12
13 (関連事業・取組)

- ◆各種関係機関の生涯学習相談体制の強化
- ◆各種関係機関等との定期的な連絡会の運営
- ◆社会教育士を活用した関係者間の連携、協働のネットワーク推進
- ◆沖縄県の実情に応じた学習機会の提供
- ◆各教育事務所との連携・協働

14
15
16 写真

写真

1 第3章 ICT等技術の活用

2
3 人工知能(AI)、ビッグデータ*9、IoT(Internet of Things)*10、ロボティクス
4 *11等の先端技術が高度化し、あらゆる産業や社会生活に取り入れられ、学校にお
5 いてもICT技術等を活用した授業が積極的に行われている。また、GIGAスクール
6 構想*12の実現に向けて、本県においてもDXの推進が図られている。

7 学校教育における「学び」をいかに、新たな「学び」へと発展させ、持続可能な社会
8 づくりが求められており、学校教育におけるICTの技術に関する学びを、引き続き生
9 涯教育でもいかにすることが重要である。学校卒業後は、それぞれの立場(社会人、高齢
10 者、障害のある人、離島やへき地等の遠隔地、病気等)に応じた学びが必要であり、
11 ICTの活用は有効である。

12 第1節 デジタル社会において必要なリテラシー・スキルの向上

13
14
15 今後、ICTを活用していくためには、学習プログラムの開発・提供、その技術を
16 学ぶ場の提供や指導者、支援者等の人材育成を図っていく必要がある。

17 加えて、情報モラル等に関する資質・能力も含めた情報活用能力などのスキル
18 やリテラシー(適切に理解・解釈・活用する力)を高め、一人ひとりが不安なくICT
19 を活用できるようになる必要がある。

20 (施策の方向)

- 21
- 22 ① 家庭教育の充実を図るため、保護者のリテラシー向上に向けた講演会・研
23 修会等の開催や活動への支援に取り組む。
 - 24 ② 地域全体のメディアリテラシーやデジタルリテラシーの向上を図るための
25 講演会・研修会等の開催や活動への支援に取り組む。
 - 26 ③ 公務員や民生員などのリテラシーやスキルの向上を図るための講演会・研
27 修会等の開催や活動への支援に取り組む。
 - 28 ④ デジタル社会の進展に合わせたスキルの向上を図るための研修会等の開催
29 や活動への支援に取り組む。
 - 30 ⑤ オンライン・オフライン双方で、より責任を伴った市民や社会の一員にな
31 るために、デジタル・シチズンシップ教育*13を推進する。
- 32

(関連事業・取組)

- ◆情報教育に関する講演会や研修会の開催
- ◆ICTに関する教職員研修の高度化・専門化
- ◆デジタル人材育成研修等の実施

第2節 デジタル社会における学びの充実

Society5.0 の実現により、時間的、空間的な制約を超えた学びがより一般的になることが予想され、新しい技術を活用した学びは、一人ひとりの習熟度や興味関心によって個別最適なプログラムの提供を可能にしたり、学びに必要な費用の低減につなげたりすることが期待される。

また、ICT を活用した遠隔の学習や個別の学習と、対面での学習や協働での学習を組み合わせるなど、効果的に実施するなど、多様な学習形態の検討も重要となる。

さらに、ICTの活用は、生涯学習で学んだ成果を発信したり、蓄積したりする手段としても有効活用できる。

(施策の方向)

- ① 学習者による学習成果の蓄積方法や効果的な活用等について検討する。
- ② デジタル化が進む中でリアルな体験が不足しているため、リアルに集う場や実体験の学びの場の提供に努める。
- ③ 離島や遠隔地に居住する人を含め、県民の学習機会を拡充するため、デジタル情報を利活用した学びの機会の提供に努める。
- ④ 全ての人々が地域のスポーツ実施に参画できるよう、リモートによる体操教室やオンラインによる会話を楽しめる場の提供等の支援に努める。
- ⑤ 図書館等において、デジタルアーカイブのオープンデータ*14 化等に取組、ICTの利活用の促進を図る。

(関連事業・取組)

- ◆沖縄の歴史資料等のデジタルアーカイブ化と利活用促進
- ◆「しまくとぅばアーカイブ」の作成
- ◆遠隔講義配信システムの充実
- ◆オンラインを活用したスポーツに参加する機会の提供
- ◆「レファレンス協同データベース*15」の利用促進

*9 ビッグデータ

単に量が多いだけでなく、従来のデータベース管理システムなどでは解析や保管、記録が難しいような巨大なデータ群のこと。これらを記録・保管し、解析することで、役立つ情報を社会にいかし、これまでになかったような新たな仕組みを生み出す可能性が期待されている

総務省の『情報通信白書(平成29年版)』によると、ビッグデータは以下4種類のデータから構成されると定義されている

- 1) 政府：国や地方公共団体が提供する「オープンデータ」

- 1 2) 企業：暗黙知（ノウハウ）をデジタル化・構造化したデータ（「知のデジタル化」と呼ぶ）
2 3) 企業：M2M (Machine to Machine) から吐き出されるストリーミングデータ（「M2M データ」と呼ぶ）
3 4) 個人：個人の属性に係る「パーソナルデータ」
4

5 *10 IoT(Internet of Things)

6 「Internet of Things」モノのインターネット。様々なモノをインターネットにつなぐことによ
7 って、家電や車、電子機器などがネットワークを通じてサーバーやクラウドサービスに接続され、
8 相互に情報交換をする仕組み
9

10 *11 ロボティクス

11 ロボット工学のこと。人間の役に立つロボットを実現するための学問
12

13 *12 GIGA スクール構想

14 1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要
15 とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質
16 ・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する構想
17

18 *13 デジタル・シチズンシップ教育

19 デジタルツールを用いて責任ある市民として社会に参加するための知識や能力をまなぶこと
20

21 *14 オープンデータ

22 国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて
23 容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデ
24 ータをオープンデータと定義する（総務省）
25

26 *15 レファレンス協同データベース

27 国立国会図書館が全国の図書館等と協同で構築している、調べ物のためのデータベース
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38

第3節 デジタル社会における学びの仕組みの構築

ICTを活用した学びは、時間帯や場所の制限を受けないため、これまで関われなかった人々がインターネットを利用してつながることが可能である。その利点をいかすことにより、それぞれの立場（社会人、高齢者、障害のある人、離島やへき地等の遠隔地、病気等）の人々のニーズに応じた学習が可能となり、地域社会に限定されない広域でのつながり合うことも可能となる。

また、ICTを活用していくために、学習プログラムの開発・提供、その技術を学ぶ場の提供や指導者、支援者等の人材育成を図っていく必要がある。

（施策の方向）

- ① 不登校や中退者、ひきこもりや新卒無業者など、配慮が必要な若者に対する学習機会の提供や学力の保障ができる学びの仕組みづくりを関係機関と連携し、検討する。
- ② 単身者や外国籍の方が地域とつながり学びを得る仕組みづくりを関係機関と連携し、検討する。
- ③ ICTの技術を学ぶ場の提供や指導者、支援者等の人材育成を図る。

（関連事業・取組）

- ◆学習プログラムの開発・提供
- ◆配慮が必要な若者等へのニーズ調査の実施
- ◆ICT技術のスキルアップ研修等への支援

第4節 デジタル社会の障壁への対応

インターネットが生活のオプションではなく生きていくための情報を得る命綱にもなり得る時代において、インターネットやパソコン等のICT機器を活用できる人と利用できない人との間に生じる格差（デジタル・デバインド）の解消を図ることは住民の安全や命を守ることにもつながるものである。そのため、ICTの活用能力を身につける機会が少なかった高齢者等にも、身近な地域で自分のペースで学べる場を提供することは、重要である。また、地域の実情に応じて、公民館やその他の公共施設、加えて各学校の積極的な活用も重要な策となる。

（施策の方向）

- ① デジタル・デバインド解消のための学習機会の提供及び民間による取組を含

1 めた情報提供を行う。

2 ② 図書館における読書バリアフリーを推進する。

3 ③ 自治体のホームページ等において、障害のある人や高齢者等が利用しやす
4 い情報の発信など、アクセシビリティ指針に基づいた情報保障と学びの機会
5 均等を推進する。
6
7

(関連事業・取組)

◆ ICTを活用した情報提供の充実

◆ 大型活字本、LLブック*16、DAISY*17本の拡充

◆ 点字広報、音声広報等の促進

8
9
10 *16 LLブック

11 やさしい言葉で分かりやすく書かれた本。ピクトグラム（絵文字）や写真・図を使って理解を助ける
12

13 *17 DAISY

14 「Digital Accessible Information System」(アクセシブルな情報システム)の略称

15 デジタル録音図書の国際標準規格。目次から、読みたい見出しやページに移動することができる
16

16 (音声 DAISY)

17 図書や雑誌の内容を録音して音声にしたもの。図や写真の説明も入っており、目次やページ情報が収録され
18 ているので、本をめくるように読むことができる。音声の速さも変えることができる

19 (マルチメディア DAISY)

20 文字や画像をハイライトしながら、その部分の音声と一緒に読むことができる。パソコンやタブレットなどを使っ
21 て再生したり、文字の大きさや背景の色も変えたりすることができる
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33

1 第4章 学びを支える人づくり

2
3 生涯学習社会の形成には、単に学びの場を提供するだけでなく、学び合いを支
4 える人づくり、ともに学び合う仲間づくり等が重要である。

5 本県の持つ豊かな自然環境と独特の風土、ユイマール等の精神文化を効果的に
6 生かしつつ、地域づくりや学びの仕組みづくり等を支える人材の養成が必要であ
7 る。

8 9 第1節 社会教育主事有資格者の養成及び市町村における社会教育主事の配置

10
11 社会教育主事は、社会教育を行うものに対し、専門的技術的な助言を与え、
12 学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行
13 う際、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる専門職である。令和
14 2年4月1日、社会教育主事講習等規程の一部改正に伴い、社会教育主事とな
15 りうる資格を取得した者は、「社会教育士」と称することができるようになった。
16

17 また、近年の少子化による人口減少、急速な高齢化、グローバル化、第4次
18 産業改革の進展などの時代背景を受けて、平成30年12月に出された中央教育
19 審議会答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策に
20 ついて」の中では、開かれ、つながる社会教育への進化を図るために学校・家
21 庭・地域住民の連携がこれまで以上に必要とされ、社会教育・生涯学習の推進
22 を支える人材としての、社会教育主事の専門性や資質の向上が重要視されてい
23 る。

24 25 (施策の方向)

- 26 ① 社会教育主事有資格者の養成及び社会教育に携わる専門的職員等の資質
27 向上を図る。
28 ② 市町村における社会教育主事の配置を促進する。

- 29
30 ◆社会教育主事講習【A講習】【大学会場】の周知
31 ◆社会教育主事講習沖縄会場【B講習】の運営
32 ◆社会教育士を活用した関係者間の連携、協働のネットワーク推進
33

34 35 第2節 家庭教育支援者の養成・スキルアップ

36
37 少子高齢化や核家族化、都市化の進行とともに人々の価値観が多様化するな
38 ど社会情勢が大きく変化し、家庭教育力の低下が深刻な社会問題となっており、

1 本県においても家庭教育支援者の不足、家庭教育支援者の養成研修が少ない、
2 保護者同士の交流や相談の場が不足、関心の低い保護者、困難を抱える保護者
3 への取組の不十分等が課題となっている。

4
5 (施策の方向)

- 6 ① 家庭教育を支援しサポートするための「家庭教育支援チーム」の設置を
7 促進する。
8 ② 家庭教育支援者に対する理解を深めるための広報活動等に取り組む。
9 ③ 地域における人材の活用を働きかけるための家庭教育支援コーディネー
10 ターの配置に取り組む。
11 ④ 多様化・複雑化する家庭からの相談に対応するための相談員等の資質向
12 上を推進する。

13
14 ◆「家庭教育支援チーム」結成の支援

15 ◆「家庭教育支援チーム」結成に向けた取組等について調査・公表

16 ◆市町村における「夢実現『親のまなびあい』プログラム」の活用促進

17 ◆家庭教育支援者研修会の開催
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36

1 第5章 生涯学習・社会教育関係機関の充実や連携・協働

2
3 地域における生涯学習をより一層推進していくには、人々の自主的な学習活動
4 を総合的に支援していく仕組みを構築していくことが重要である。そして、その
5 ような学習の支援は、県や市町村等の行政、学校や大学等高等教育機関、社会教
6 育関係団体、民間教育機関、企業、NPO等多くの関係機関・団体等が担ってき
7 た。今後は、学習情報等を集約・発信する仕組みの強化を図り、総合的なネット
8 ワーク化を推進していく必要がある。

9 10 第1節 大学等高等教育機関との連携

11
12 大学等高等教育機関においては、独自で調査研究、モデル事業の実施、情報
13 収集・提供、学習相談等を行っている。

14 県民の多様で高度な学習ニーズに応えていくためには、大学等高等教育機関
15 と連携した取組の推進を図ることが重要である。

16 17 (施策の方向)

18 ① 大学等高等教育機関と連携した学習機会の提供に努めるとともに、学習の
19 相談体制の整備及び充実を図る。

20 21 ◆大学等高等教育機関と連携したおきなわ県民カレッジ講座の実施

22 ・「おきなわ県民カレッジ運営委員会」における協議

23 ・社会教育士を活用した関係者間の連携、協働のネットワーク推進

24 25 第2節 民間教育機関・企業・NPO等との連携

26
27 民間教育機関・企業・NPO等における様々な学習機会の提供や学習活動の
28 実施等においては、学習者が希望する学習要求や、人々が社会生活や職業生活
29 などを営む上で学習することが必要とされている学習課題などに関連し、独自
30 で多種多様な取組を行っている。高度化した学習ニーズに応えていくためには、
31 これらの団体等との情報共有や連携を推進するための具体的な仕組み作りが重
32 要である。

33 34 (施策の方向)

35 ① 民間教育機関・企業・NPO等と連携した学習機会の提供に努めるとと
36 もに、更なる連携・協働に向けてネットワークを構築する。

37 38 ◆民間教育機関、企業、NPO等と連携したおきなわ県民カレッジ

1 「連携講座」の実施

2 ・社会教育士を活用した関係者間の連携、協働のネットワーク推進

3
4 第3節 社会教育関係団体との連携による青少年育成・地域活性化

5
6 社会教育関係団体はこれまで「地域づくりの担い手となる人材育成推進事
7 業」や「御(う)万(まん)人(ちゅ)すりていCGG運動」など、「子どもと大人
8 が触れ合い」地域づくりを目指す活動を通して、社会教育並びに青少年の健
9 全育成の充実を図ってきた。しかし、昨今のコロナ禍の影響等により子ども
10 たちの置かれた環境は変化し、人間関係の希薄化がさらに進み家庭や地域社
11 会の教育力の低下が社会的な問題となっている。また、社会教育関係団体
12 においては、地域経済の縮小や医療・介護の需給逼迫、財政の悪化により会員
13 数が年々減少傾向にあり、その影響から組織率の低下や各団体における活動
14 状況も停滞している。

15
16 (施策の方向)

- 17 ① 多くの地域において、人口減少による活力低下や様々な地域の課題を克
18 服し、人々が安心して心豊かな生活を送ることのできる地域づくりが大き
19 な課題となっている。その課題解決のために、社会関係教育団体など多様
20 な主体が共通した目的を共有した上で、学校・家庭・地域社会との連携・
21 協働を図り、社会教育並びに青少年健全育成の充実に向けて取り組む。
22 ② 多様な世代の住民同士が共に学び合い、その学びを活動につなげる機会
23 を充実することにより、地域の活性化と家庭及び地域における教育力の再
24 生に向けて取り組む。

25
26 ◆社会教育関係団体が行う社会教育活動への支援

27 ◆社会教育関係団体が行う、次代を担う青少年の育成と地域の活性化につな
28 がる活動への支援